

平成24年3月

各位

事業年度終了後の変更届（決算報告）の提出について

東京都都市整備局  
市街地建築部建設業課

許可を受けた建設業者は、建設業法第11条第2項により毎事業年度終了後4ヶ月以内に変更届（以下「決算報告」という。）を所定の様式で許可行政庁に提出することが義務付けられています。

提出が無い場合、建設業法第50条による罰則があるばかりか、更新申請、追加申請及び般特新規申請ができません。事業年度が終了しましたら、必ず4ヶ月以内に決算報告を提出するようお願いします。

また、未提出の決算報告がある建設業者は、早急に提出してください。

なお、提出が遅れた決算報告について、複数年度分をまとめて一冊に綴じこんで提出することはお止めください。